

平成 18 年 10 月 26 日

内閣府国民生活局企画課
個人情報保護推進室 御中

社団法人情報サービス産業協会
取引・市場委員会
委員長 有賀 貞一

個人情報保護に関する主な検討課題に対する意見

1. 「2.(1)個人情報保護法において全ての個人情報を同様に取り扱うという体系について」

個人情報を「個人情報」「個人データ」「保有個人データ」の 3 区分とし、それぞれの区分に応じて、個人情報取扱事業者に課せられる義務の内容を区別するという制度設計を選択していることは、「個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する」という法の目的に照らして有効なアプローチといえるため、国際規格として提案することもご検討いただきたい。

また、「個人情報（又は個人データ）」と一口に言っても、個人の真に私的な領域に係る情報（いわゆる「プライバシー」）もあれば、本来、開示を目的とする情報（いわゆる「名刺情報」「表札情報」など）もある。一旦、漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）が生じた場合の権利利益の侵害の程度は自ずと異なるものであるから、これらを一括りにして一律の安全管理措置を求めたり、漏えい等が生じた場合の対外公表を一律にしたりする必要はないものとする。プライバシーと個人情報保護の相違点に着目して、真に他に知られたくない個人情報の保護に対して優先的に社会的コストを投入できるような個人情報保護のあり方を再度検討いただきたい。

2. 「3.(1) ガイドライン等のあり方について」

事業の特性に応じてガイドラインの内容に差異が生じることそのものは当然と考えられるが、IT 関連事業では、事業分野横断的なサービスが提供されており、例えばユーザ企業の財務会計に係る基幹システムであっても、そのユーザ企業がどの事業分野に属しているかによって求められる安全管理措置の水準等に差異が生じている。過半の IT 関連事業者は、多数事業分野のユーザ企業に同質のサービスを提供しており、多数の異なるガイドラインの全てを調査し、対応することは大きな負担となっている。このため、どの事業者であっても遵守すべき最低限の事項を定める「共通ガイドライン」と事業分野の特性に応じた「個別ガイドライン」との二層構造にするなど、規制内容の分かりや

すさを重視し、ガイドラインの統合・整理を求めたい。

3. 「3.(3) 委託先の監督について」

あるべき安全管理措置を講じるためには、一定の費用を投じ、組織的、人的、物理的、技術的な対策を講じることが必要である。また、個人情報の取扱いを委託する場合には、これらの対策を講じるための費用負担等も含め、委託者と受託者とが十分な協議を行い、合意に至ることが不可欠である。しかし、実際には、個人情報保護法が求める「必要かつ適切な監督」の内容を過大に解釈し、個人情報の取扱いの委託に伴うあらゆるリスクを委託先に転嫁する傾向が認められる。

また、取扱う個人情報の内容等に応じ、あるべき安全管理措置の水準は異なるにもかかわらず、一律の情報管理ルールを形式的に適用し、違反があった場合の責任を全て委託先に転嫁することもあり、一定の監督責任を果たしていれば、消費者（本人）に対する責任を免れる水準を示すことも検討いただきたい。

以上

連絡先：社団法人情報サービス産業協会 調査企画部 茂木 智美
〒135-8073 東京都江東区青海 2-45 タイム 24 ビル 17 階
TEL 03-5500-2610 (代) FAX 03-5500-2630